

裏 面

水質汚濁防止法抜すい

- 第22条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度に おいて、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵 指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しく は有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項 に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害 物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その 他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
- 4 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。
- 第28条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第2項、第14条の8第1項、第14条の9第6項並びに第16条第1項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。
- 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に 処 する。
 - 四 第22条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚 偽の報告をし、又は同条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若し くは忌避した者